

Press Release
報道関係者各位

2023年4月28日
日本公認会計士協会

サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクションを公表

日本公認会計士協会は、公認会計士がサステナビリティについて幅広い知見を獲得し、資本市場のニーズに応える高品質なサステナビリティ情報開示を通じて持続的な価値創造の実現に寄与することを目的として、公認会計士のサステナビリティに関する能力開発に取り組みます。

■検討の背景・趣旨

日本公認会計士協会は、企業経営及び情報開示におけるサステナビリティの重要性の高まりを受け、2022年6月、サステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書「公認会計士のサステナビリティに関する知見及び能力の育成に向けた検討」を公表しました。その後、サステナビリティ情報開示に関する制度、基準及び実務において更なる進展が見られ、こうした情報開示を支える人材育成への社会的要請が高まっています。

当協会では、今回、公認会計士に対するサステナビリティに関する能力開発に向けた取組を着実に前進させるための方策を検討し、サステナビリティ教育検討特別委員会報告書「サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション」を公表しました。

今後、本報告書に述べた基本方針及びアクションを実行に移し、公認会計士に対するサステナビリティに関する能力開発を迅速かつ効果的に進め、我が国の資本市場におけるサステナビリティ情報の有用性と信頼性の確保に向けた取組を推進して参ります。

サステナビリティ教育検討特別委員会報告書「サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション」は以下からご参照ください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230428xyv.html

【本件に関するお問合せ】

日本公認会計士協会 業務本部 企業情報開示グループ
TEL : 03-3515-1138
E-mail : kigyoyjoho@sec.jicpa.or.jp

以 上

サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション

概要

■サステナビリティに関する能力開発の基本方針

サステナビリティ能力開発の必要性及び公認会計士において求められるサステナビリティに関する知見・能力を踏まえ、当協会がサステナビリティに関する能力開発に取り組む目的及び基本方針を整理しました。

《サステナビリティ能力開発の目的》

公認会計士に対するサステナビリティに関する能力開発は、公認会計士が、サステナビリティに関する諸課題、企業経営及び企業価値との相互関係、情報開示とその信頼性の確保に関する見識を深め、企業・投資家との建設的な対話及び連携を通じて、高品質な情報開示の実現、資本市場における長期的な視点に立った資源配分とそれによる社会・経済のサステナブルな発展に寄与することを目的とする。

《サステナビリティ能力開発に関する基本方針》

- ① 変化の潮流を先んじて捉え、会員（公認会計士）の自発的な学びをサポートする。
- ② 職業的専門家として、サステナビリティに関する基本的な知見の共有と多様な専門性獲得の同時実現を目指す。
- ③ 国内外のサステナビリティ教育に関する取組と協調・連携する。

■公認会計士に求められるサステナビリティ関連の知見・能力

サステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書における検討を踏まえ、サステナビリティ教育検討特別委員会では、サステナビリティに関する知見・能力に関して、全ての公認会計士に求められる領域と保証業務において中心的な役割を担う公認会計士（保証業務の中核人材）が具備すべきものに分けて整理しました。

《全ての公認会計士に求められる知見・能力》

- ① サステナビリティに関する諸課題とその社会・経済的な影響について、総合的な知見に基づき、俯瞰的な理解を得ていること。
- ② サステナビリティと企業経営・企業価値との関係について、基本的な枠組みを理解していること。
- ③ サステナビリティに関する主要動向及び業界・企業への影響について、経営者、取締役、投資家等との間で高度かつ建設的な対話ができること。

- ④ サステナビリティに関する情報の開示要請（制度及び基準）について、必要な知見を有していること。
- ⑤ 保証業務について、その意義及び基本的な枠組みを理解していること。

《保証業務の中核人材に求められる知見・能力》

- ・ サステナビリティに係る包括的知見
- ・ 企業経営・コーポレートガバナンスの理解
- ・ 被保証会社に関連する重要なサステナビリティ関連リスク・機会の理解
- ・ 開示制度、作成基準の理解
- ・ 開示プロセス・内部統制の理解
- ・ 財務報告及び財務諸表監査との相互関係についての理解
- ・ 保証業務に係る高度かつ専門的知見・経験

■サステナビリティ教育に関するシラバス

公認会計士に求められるサステナビリティ関連の知見及び能力確保を目的とする教育プログラムについて、提供すべき知見等の全体像を表すとともに、その構成要素である個別テーマ・科目について講義を組み立てる上での具体的な指針となるシラバスを開発します。

特別委員会では、サステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書におけるシラバス素案に更なる検討を加え、今回検討を深めたシラバス案を特別委員会報告書に掲載しました（シラバス構成案は付属資料を参照）。今後、後述のサステナビリティ能力開発協議会でシラバスの最終化を進めて参ります。

《基礎・共通編》

公認会計士が、外部監査人、社外役員会計士、組織内会計士等の立場の違いにかかわらず、職業的専門家としてサステナビリティに関する基本的な知見・能力を備えるための教育プログラムを対象とする。

《応用編》

資本市場における保証に対するニーズに迅速に応える観点から、サステナビリティ情報の保証業務において中心的な役割を担う公認会計士に対して、保証業務に必要な能力の開発を集中的に進める。また、保証業務に従事しないが、サステナビリティについてより高度な知見を有することを目的とする公認会計士にとっても有用性の高い内容となるよう配慮して構成する。

■今後のアクション

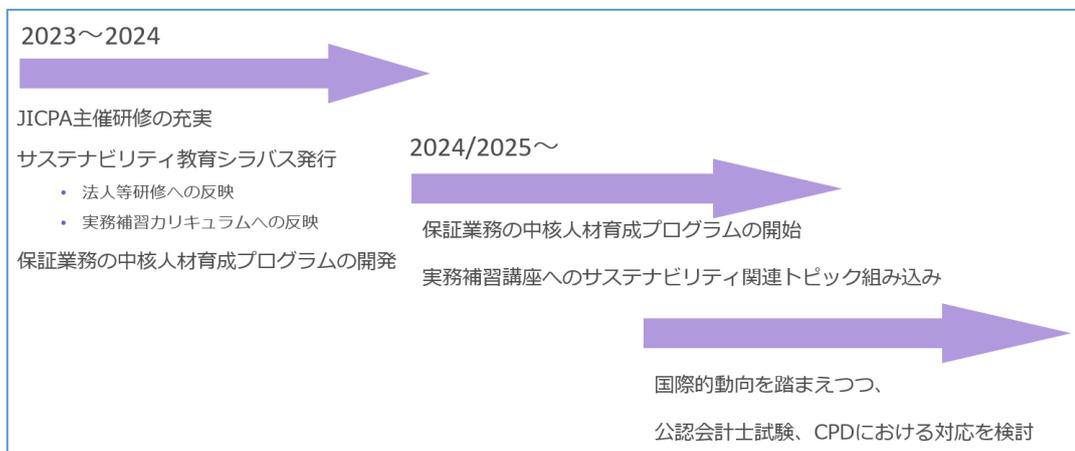
《公認会計士の能力開発フェーズに対応した取組》

資格取得前教育から実務補習・修了考査・継続的専門研修に至る一連の能力開発フェーズにおけるサステナビリティに関する取組を検討しました。



《ロードマップ》

サステナビリティに関する能力開発の取組を着実に進める観点から、当協会における取組のロードマップを策定しました。本ロードマップは、随時更新して参ります。



《サステナビリティ能力開発協議会》

当協会におけるサステナビリティ能力開発に関する検討及び運用の母体として、サステナビリティ能力開発協議会を設置することが適当であると結論付けました。

付属資料 サステナビリティ教育シラバス構成案（概要）

	基礎・共通編	応用編
A. サステナビリティ概論	a1: サステナビリティ総論と公認会計士に期待される役割	
B. サステナビリティと企業経営・ガバナンス	b1-1: サステナビリティのガバナンス・戦略・リスク管理への反映	B1-1: サステナビリティのガバナンス・経営戦略への反映 B1-2: サステナビリティに関するリスク管理・内部統制 B2-1: サステナブルファイナンス
C. 情報開示	c1-1: サステナビリティ情報開示と統合報告（概要） c2-1: 気候変動（概要） c2-2: 人的資本（概要） c2-3: その他のサステナビリティ・テーマ（概要）	C1-1: サステナビリティ情報開示と統合報告（詳細） C2-1: 気候変動（詳細） C2-2: 生物多様性（詳細） C2-3: 人的資本（詳細） C2-4: 人権（詳細） C2-5: その他のサステナビリティ・テーマ（詳細）
	c3-1: 業種別重要トピック	
D. 保証	d1-1: サステナビリティ情報の信頼性確保と保証（概要）	D1-1～1-10 各種個別論点 倫理規則・独立性、品質管理、限定的保証と合理的保証、重要性、業務受嘱・規準の適切性、保証業務の範囲、計画（リスク評価）、保証チームの構成、専門的能力の担保、十分かつ適切な証拠、意見形成・保証報告 テーマ（気候変動等）別トピック（保証業務リスクと手続）

以 上